

## 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 〔現状と課題の整理〕

子どもと子育てを社会全体で支えていくという機運を高めていくために、企業・保護者・市民等を対象として重要性や役割などに関する子育て講演会や講座を開催しています。

しかし、企業を対象とした子育てへの理解を図るための講演会は参加が少なく、意識の浸透が十分とは言い難い状況です。

### 今後の方向性

- ・働き方や父親の育児参加の意識高揚を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進するための取り組みを強化します。あわせて、子どものための休暇取得を普及促進するなど、子育てしやすい社会の実現のために、企業、保護者、市民など、それぞれの役割に関する講演会や講座を開催します。



## 4 幼児教育・保育の質の向上

### (1)「幼児教育センター」を拠点とした多様な幼児教育・保育の推進

- ①幼児教育・保育全般に関する調査・研究
- ②研修内容・体制の充実
- ③保幼小連携の推進
- ④特別支援教育の充実





## (1)「幼児教育センター」を拠点とした 多様な幼児教育・保育の推進

### 《施策のねらい》

『「幼児教育センター」を拠点とした多様な幼児教育・保育の推進』は、幼児教育・保育や子育て支援に関する様々な調査・研究を行い、幼稚園・保育所などに広く浸透させることによって、質の高い幼児教育・保育を提供できるまちをつくることを目的とした施策です。

### 《達成目標(指標)》

(次世代育成支援行動計画関係)

指標	現状(現状25年度)	目標(平成31年度)
幼児教育・保育全般に関する調査研究成果の公表	0回	1回
幼稚園教諭・保育士・保育教諭研修の開催回数/参加者数	11回 609人	11回 700人
保幼小連携講座の開催回数/参加者数	63回 1,070人	63回 1,100人
特別支援教育講座等の実施回数/参加者数	1回 77人	3回 180人

### 《施策体系》

- 1 幼児教育・保育全般に関する調査・研究
- 2 研修内容・体制の充実
- 3 保幼小連携の推進
- 4 特別支援教育の充実

## 1 幼児教育・保育全般に関する調査・研究

### 〔現状と課題の整理〕

「幼児教育」や「子育て支援」に関する、研究結果等の情報収集や、必要に応じて調査・研究を行い、様々なメディアを通しての情報発信を行っています。

平成24年度には、「保幼小連携接続カリキュラム」を作成し、市内全幼稚園・保育所、小学校等へ配布しましたが、今後は同カリキュラムの活用・改善(PDCA)を行う必要があります。

また、本市の幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」として、更なる機能強化と各種媒体を活用した情報発信の強化が求められています。

### 今後の方向性

- ・幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、特別支援教育や保幼小連携に関する事など、適切な研究テーマの企画・立案や調査・研究方針の調整を行います。

## 2 研修内容・体制の充実

### 〔現状と課題の整理〕

幼稚園・保育所等は、乳幼児が人間形成の基礎を担う重要な時期に生活の大半を過ごす場所であることから、各施設においては、幼児教育・保育の質の確保・向上が求められています。

こうした中、幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえ、幼稚園教諭・保育士の各種研修・講座を開催していますが、保育時間の延長などニーズの多様化に伴い、研修等の時間を確保することが難しい状況となっており、研修に参加しやすい環境づくりが求められています。

### 今後の方向性

- ・佐世保私立幼稚園協会や佐世保市保育会等関係団体と連携して、調査・研究の実践を図るとともに、幼児教育・保育施設へ研究結果の情報を発信します。研修内容や実施方法等を検討し、幼児教育・保育に関する研修拠点となるように努めます。

### 3 保幼小連携の推進

#### 〔現状と課題の整理〕

小1プロブレム<sup>\*</sup>の解消を図るため、市内全ての保育所・幼稚園等と小学校の連携を推進しています。平成24年度に「保幼小連携接続カリキュラム」を策定し、保幼小の連携事業を実施しています。

今後は、保育所・幼稚園等と小学校の更なる連携強化に向けた体制づくりと事業の充実を図る必要があります。

#### 今後の方向性

- ・保幼小連携推進会議や関係団体との連携を深めることによって、全市的に保幼小連携を推進します。

### 4 特別支援教育の充実

#### 〔現状と課題の整理〕

特別支援教育の充実を図るため、年1～2回の特別支援教育講座を開催しています。また、特別な支援が必要な幼児の早期発見・早期支援を推進するため、幼稚園教諭及び保育士に対して特別支援教育に関する研修を実施しています。さらに、特別支援学校・幼児ことばの教室<sup>\*</sup>、子ども発達センターなどと連携し、教育相談や研修会・講座を実施しています。

今後は相談機能の強化とともに、幼稚園教諭、保育士の資質向上のため、研修等の充実が求められています。

#### 今後の方向性

- ・特別支援教育について理解を深めるため、特別支援学校・幼児ことばの教室や子ども発達センターなど関係機関との連携を図ります。特別支援教育講座の開催回数を増やし、個別の教育支援計画の作成など、特別に支援が必要な幼児に対する具体的な支援方法を学ぶ機会をつくります。

**用語解説** 【小1プロブレム】  
小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。  
【幼児ことばの教室】  
話し言葉に課題のある幼児に対し、その改善を図ることによって、生活面への適応を図り、心身の健やかな成長を促す通級学級。

## 5 計画推進のための包括的サポート

### (1) 情報発信

#### ① 利用者支援



1 子どもを安心して産み育てることができる環境の充実

2 地域での子どもと子育ての支援

3 子育てと仕事の両立支援

4 幼児教育・保育の質の向上

5 計画推進のための包括的サポート

1 子どもを安心して産み育てることができる環境の充実

2 地域での子どもと子育ての支援

3 子育てと仕事の両立支援

4 幼児教育・保育の質の向上

5 計画推進のための包括的サポート



## (1) 情報発信

### 《施策のねらい》

『情報発信』は、子育て家庭に必要な情報をより分かりやすく提供することによって、子育て中の保護者が利用するサービスを自ら選択できるまちをつくることを目的とした施策です。

### 《達成目標(指標)》

(子ども・子育て支援事業計画関係)

指標	現状25年度	平成31年度
利用者支援事業(設置か所数)	0か所	1か所

### 《施策体系》

#### ① 利用者支援

## ① 利用者支援

### ア) 子育て支援情報の発信

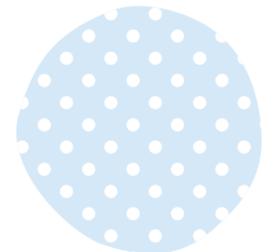
#### 〔現状と課題の整理〕

本市は転入・転出の子育て家庭が多いという特徴もあり、分かりやすい子育て支援情報が求められています。また、地域の子育て支援を推進していくためには、「子育てバリアフリー」への取り組みに関する事など、きめ細かな情報発信が重要と言えます。

そのため、広報誌やホームページを使った情報発信のほか、屋内・屋外の遊び場情報誌「おでかけ」や「佐世保市乳幼児施設ガイド」、「子育てサークル一覧」など、様々な媒体による情報発信に努めていますが、個人情報の取り扱いや、情報媒体の多様化に対応した情報発信のあり方など、取り組むべき課題が多くあります。

#### 今後の方向性

- ・インターネット(ホームページ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)・メールマガジン等)や紙媒体(広報させほ・パンフレット等)などの多様な媒体を活用するなど、きめ細かな情報発信を行います。



## イ) 保育コンシェルジュ\*

### (現状と課題の整理)

子どもや子育てに対する支援制度が多様になる中で、子育て中の保護者は発信されている情報をもとに、自分に必要なサービスを自ら選択しなければならないことから、子育てに対する負担の原因になっていると考えられます。

子どもと子育てに対するサービスを提供する上では、子育て中の保護者がそれぞれのニーズにあったサービスを選択できるように、適切な情報発信と利用者一人ひとりにあった支援を行っていく必要があります。

### 今後の方向性

- 子どもやその保護者、妊婦等のニーズに基づき、行政支援や多様な教育・保育施設、地域の子育て支援等を円滑に利用できるように、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う「利用者支援事業」への取り組みを進めます。



#### 用語解説

【保育コンシェルジュ】  
保育サービスに関する専門相談員の総称。保育を希望する保護者の相談に応じ、幼稚園・保育所・認定こども園のほか、一時預かり事業、ファミリーサポートセンターなどの保育資源・保育サービスについて情報提供を行い、利用者の支援を行う者。



## 第5章

# 子ども・子育て支援事業計画

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を定めます。

近年の市町合併によって市域が広がっていますが、西九州自動車道の整備等によって、円滑に市内を移動できるため、本計画においては、市全域を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供することができます。

## 2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

### 〔子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係〕

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

- 3-5歳 幼児期の学校教育を受ける子ども(第19条第1項第1号に該当:教育標準時間認定)
- 3-5歳 保育の必要性のある子ども(第19条第1項第2号に該当:満3歳以上・保育認定)
- 0-2歳 保育の必要性のある子ども(第19条第1項第3号に該当:満3歳未満・保育認定)

### (1) 量の見込みの算出方法

- イ) 児童数の推計については、平成22年度から平成25年度までの4年間平均の人口動態をもとに推計しました。なお、より実態に近い児童数を推計するため、「住民基本台帳」の人口(児童数)をもとにしました。
- ロ) 本計画策定のために実施した「子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査」の結果を使用しました。
- ハ) 上記イ、ロをもとに、国が示した算出方法に基づき、教育・保育の量の見込みを算出しました。なお、「0歳児保育」の量の見込みについて、次のとおり補正を行いました。
  - ・「0歳児保育」のニーズ量については、国の通知による育児休業の取得率等を考慮し、年間を通じた平均的な値となるよう補正しました。